

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、豊中町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）豊中地区）を行うことについて令和7年12月24日適當と決定した。

その関係書類を三豊市農政部土地改良課において令和8年1月20日から同年2月9日まで縦覧に供する。

令和8年1月13日

香川県知事 池 豊 人